

1. 届出対象

- **既存の小規模飲食店（健康増進法の一部を改正する法律の附則に規定する「既存特定飲食提供施設」）が、飲食をしながら喫煙をすることができる区域を設置する場合に、届出が必要です。**

- 「既存特定飲食提供施設」とは、**次の要件を全て満たすもの**をいいます。

令和2年4月1日時点で営業している飲食店であること。

個人経営又は資本金5,000万円以下の会社が経営しているもの。

客席面積が100㎡以下であること。

- ・「客席面積」とは、客に飲食させるために客に利用させる場所を指します。店舗全体のうち、客席から明確に区分できる「厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員用スペース等を除いた部分」です。

喫煙区域は、次に掲げる技術的基準を満たさなければなりません。

店内の全部を喫煙区域とする場合

- ・たばこの煙が店内から店外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること。

店内の一部を喫煙区域とする場合

- ・出入り口において、室外から室内へ流入する気流が、0.2m毎秒以上であること。
・たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること。
・たばこの煙が屋外に排気されていること。

建物が複数階に分かれている場合で、喫煙区域を建物の一又は二以上の階の全部とする場合

- ・たばこの煙が喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていること。

2. 届出について

- 施設の管理権原者は、指定の「**チェックリスト**」にて、既存特定飲食提供施設の要件に該当するか等を確認し、「**喫煙可能室設置施設届出書**」と共に市保健所へ提出してください。

届出書・チェックリストは、市保健所ホームページからダウンロードするか、窓口で配付します。

届出の際は、営業許可番号等が確認できる資料をご持参ください。

- 店舗では、次の書類を保管してください。

客席部分の床面積に係る資料（店舗図面など）

資本金の額又は出資の総額に係る資料（資本金額や出資総額が記載された登記、賃借対照表、決算書、企業パンフレット等）（店舗が会社により営まれるものである場合）

- 届出事項に変更が生じた場合は、速やかに「**変更**」「**廃止**」届けを提出してください。

【変更届出が必要となる場合】

- ・店舗の名称、所在地、施設管理権原者の氏名や住所変更等

【廃止届出が必要となる場合】

- ・既存特定飲食提供施設の要件を満たさなくなった場合（店舗の廃止を含む）事業の継続性が無くなった場合（例：居酒屋がキャバレーになった）経営者の同一性がなくなった場合（例：個人事業主が経営する店舗で、相続人以外が継承した）店舗の同一性がなくなった場合（例：店舗の新築、移転、主要構造部の作り直し）

3. 厳守事項

- 喫煙区域には、**20歳未満の者は立ち入ることは出来ません。（客・従業員とも立入禁止）**
- 喫煙区域を設置する場合は、**喫煙室の出入り口と店舗の主な出入り口に「標識の掲示」**が必要です。標識例は、市保健所ホームページに掲載しています（裏面を参照）。

標識の例

(建物内の全部を喫煙区域とする場合)
店舗の主な出入り口に掲示



(建物内の一部を喫煙区域とする場合)
店舗の主な出入り口に掲示



喫煙室の出入り口に掲示



【届出窓口】 福井市西木田2丁目8-8 福井市保健所 地域保健課
33-5182

福井市保健所

受動喫煙対策

検索

